

瀬戸市訓令第3号

本 庁
公 所

瀬戸市決裁規程（昭和37年瀬戸市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成31年4月26日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第4条—第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係	別表第1（第4条—第6条関係） 1及び2 <省略> 3 財務関係
<省略>	<省略>
備考 1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格及び最低制限価格の決定に係るものを除く。）は、財政課長（物品については、備品に係るものを除き行政課長）に合議すること。 2及び3 <省略>	備考 1 部長共通以上の決裁区分に係るもの（入札の予定価格及び最低制限価格の決定並びに <u>この徴収猶予、その取消し、徴収の囑託、滞納処分、過誤納整理</u> に係るものを除く。）は、財政課長（物品については、備品に係るものを除き行政課長）に合議すること。 2及び3 <省略>

附 則

この訓令は、訓令を発した日から施行する。